

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和3年12月8日に全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施し、「いじめ」の定義の説明を行い、全教職員への共通理解を図った。	令和4年度も全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施予定。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	2か月に1度は達成できなかったが、定期的（四半期に1回）はいじめ対策委員会を開催し、いじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議した。	2か月に1度は委員会の開催について検討を行う。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和3年12月8日に全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施し、「いじめ」の定義の説明を行い、全教職員への共通理解を図った。	令和4年度も全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施予定。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画において職務内容を規定し、学内共有サイト及びHPへの掲載により全教職員へ周知した。	引き続き定期的な周知を行う。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和3年度鹿児島工業高等専門学校いじめ防止プログラム策定し、学内共有サイトへの掲載により全教職員へ周知した。	引き続き定期的な周知を行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和3年12月8日に全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施し、個人で抱え込むことがないように適切かつ迅速にいじめ対策委員会へ報告するよう指導した。	令和4年度も全教職員が参加する教職員集会においていじめ防止に関する研修会を実施予定。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画において規定されており、学内共有サイト及びHPへの掲載により全教職員へ周知した。	引き続き定期的な周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	令和3年度については、いじめ事案がなかったが、グループウェアを利用しての情報協共有が可能となっている。	引き続き日常的な情報共有を行う。	
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	令和3年3月16日のいじめ対策委員会において、令和3年度のいじめ防止プログラムを精査し、令和4年度の防止プログラムに反映し策定した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正を行う。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関するアンケートを4回（4月、7月、10月、1月）に実施し、回答結果をいじめ対策委員会で共有し、気がかりな学生については面談を実施した。	引き続き、学生に対するアンケートを定期的に実施する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	「学校いじめ対策委員会」の構成員にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めており、スクールカウンセラーが得た情報を学生何でも相談室長を経て教職員間で共有している。	引き続き、スクールカウンセラーとの協力体制を維持し、情報共有を行う。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和3年4月20日に外部講師によるいじめ防止講演会を全学年を対象に開催した。	引き続き、学生向けのいじめ防止講演会を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめに関するアンケートにおいて、いじめの定義を記載している。また、令和3年4月20日に外部講師によるいじめ防止講演会を全学年を対象に開催した。	引き続き、学生向けのいじめ防止講演会を実施する。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	実施できなかった	学生会による「いじめ」に対するの防止啓蒙の放送及び学生からのいじめ防止標語の募集を行う。	令和4年12月実施済
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本計画をHPに掲載し、周知を行った。	改正があった場合は、HPを通じて保護者へ周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ認知事案がなかったため、伝えることはなかったが、「鹿児島工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル」において対応方針を伝えることを明記している。	引き続き定期定期にマニュアルの周知を行う。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和3年度は開催日程の変更から外部有識者等で構成される会議が開催されておらず、令和4年度会議での説明を予定している。	令和4年度外部評価委員会において、本校のいじめ防止対策の取組等を説明した。	令和4年6月実施済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	定期的に来航するスクールサポーターと情報交換を行う等、連携して対応する体制となっている。	引き続き、スクールサポーターと連携して、警察と協力体制を維持する。	